

A56 医療法人を設立した場合のデメリットは次の通りです。

【解説】

1. 配当禁止規定があります。

一般の営利法人が外部的経済活動によって利益を得た場合には、利益をその構成員(社員)へ分配することができます。しかし、医療法人制度は非営利性を原則としているため、医療法第54条により配当が禁止されており、剰余金を配当することはできません。

2. 交際費の損金算入額に制限があります。

個人の場合と異なり、医療法人は事業に関連して支出した交際費であってもその一部は損金(原則として交際費の10%が損金不算入)となりません。

3. 小規模企業共済の脱退が必要になります。

医療法人の理事長や理事になると小規模企業共済の加入資格を満たさなくなるため、脱退をしなければなりません。したがって、医療法人設立以後は、小規模企業共済等掛金控除(所得控除)の適用がなくなります。なお、医療法人の設立により、個人事業主の廃業や共同経営者の退任となりますので、共済金としての受取があります。

4. 社会保険料の負担が増加します。

個人の場合は従業員が5人以下であれば社会保険への加入は任意でしたが、医療法人の場合は加入が義務付けられています。したがって、従業員が5人以下の診療所で社会保険に加入していない場合には、医療法人とすることにより社会保険料の負担が新たに発生します。

5. 法人名義のお金を自由に使えなくなります。

医療法人を設立すると、医療法人は院長個人のものではありませんので、医療法人名義のお金を個人的に使用したりすると賞与として認定される恐れがあります。税務上、賞与として認定された場合には、その賞与は全額損金不算入とされ、さらにその賞与に対して所得税も課税されます。

6. 決算後の届出や登記など手続きが煩雑になります。

決算後に都道府県知事に対して事業報告書などの届出や総資産総額の変更登記や理事長の重任登記などの登記が必要になります。また、定期的に社員総会・理事会を開催し、その議事録を作成する必要があります。

7. 都道府県において、事業報告書などが閲覧に供されます。

8. 国民年金基金に加入できなくなります。ただし、401kは掛金上限額が下がりますが、引き続き加入することが可能です。

9. 在職老齢年金について、厚生年金の支給停止の可能性があります。

10. 医療法人に住民税均等割が課税されることにより、負担が増加します。

11. 医療法人の解散に都道府県等の認可が必要になる場合があります。
12. 個人から法人への入金・出金の口座変更手続きや個人から法人への契約主体の変更手続きが必要になります。